

平成26年3月

お客様各位

岡藤商事株式会社

消費税法改正に係る商品先物取引の対応について

この度、平成24年8月22日に改正消費税法が公布され、平成26年4月1日を施行日として税率が8%に引き上げられることが決定いたしました。これに伴い、商品先物取引の手数料に係る消費税の取り扱いについて、下記の通りの対応となりますので、ご留意のうえ、お取引をお願いいたします。

記

1. 委託手数料に係る消費税について

8%適用	5%適用
平成26年3月31日 夜間取引から (4月1日計算区域分)	平成26年3月31日 日中取引まで

2. 受渡代金に係る消費税について

8%適用	5%適用
平成26年4月1日以降受渡日の取引から	平成26年3月31日受渡日の取引まで

3. 受渡手数料に係る消費税について

8%適用	5%適用
平成26年4月1日以降納会日の取引から	平成26年3月31日納会日の取引まで

4. 預託している倉荷証券売却に係る消費税について

8%適用	5%適用
平成26年4月1日に売却が成立した取引から	平成26年3月31日に売却が成立した取引まで

※ 本件についてのご不明な点および個別銘柄の受渡日・納会日については、所属商品先物取引業者岡藤商事(株)受託管理部(03-3553-0771)、または商品先物取引仲業者日本フィナンシャルセキュリティーズ(株)取引担当者にお問い合わせください。

以上